九〇・一一	光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）	
九〇一一・一〇	双眼実体顕微鏡	ＣＴＳＨ
九〇一一・二〇	その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）	ＣＴＳＨ
九〇一一・八〇	その他の顕微鏡	ＣＴＳＨ
九〇一一・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九〇一二・一〇	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	
九〇一二・一〇	顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
九〇一二・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九〇・一三	液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）	
九〇一三・一〇	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
九〇一三・二〇	レーザー（レーザーダイオードを除く。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
九〇一三・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
九〇一三・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九〇・一四	羅針盤その他の航行用機器	
九〇一四・一〇	羅針盤	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
九〇一四・二〇	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）	ＣＴＳＨ
九〇一四・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
九〇一四・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九〇・一五	土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀	
九〇一五・一〇	測距儀	ＣＴＳＨ
九〇一五・二〇	経緯儀及びタキメーター（視距儀）	ＣＴＳＨ
九〇一五・三〇	水準器	ＣＴＳＨ
九〇一五・四〇	写真測量用機器	ＣＴＳＨ
九〇一五・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ
九〇一五・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九〇一六・〇〇	はかり（感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
九〇・一七	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、計算尺及び計算盤）並びに製図用セット、分度器、手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）	

九〇一七・一〇	写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）	ＣＴＳＨ
九〇一七・二〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇
九〇一七・三〇	マイクロメーター、パス及びゲージ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九〇一七・八〇	その他の機器	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九〇一七・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九〇・一八	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九〇・一九	機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器及びオゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九〇二〇・〇〇	その他の呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九〇・二一	整形外科用機器（松葉づえ、外科用ベルト及び脱腸帯を含む。）、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて使用するものに限る。）、人造の人体の部分及び副木その他の骨折治療具	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九〇・二二	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机椅子その他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機	
	エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	
九〇二二・一二	コンピュータ断層撮影装置	ＣＴＳＨ
九〇二二・一三	その他のもの（歯科用のものに限る。）	ＣＴＳＨ
九〇二二・一四	その他のもの（医療用又は獣医用のものに限る。）	ＣＴＳＨ
九〇二二・一九	その他の用途に供するもの	ＣＴＳＨ
	アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）	
九〇二二・二一	医療用又は獣医用のもの	ＣＴＳＨ
九〇二二・二九	その他の用途に供するもの	ＣＴＳＨ
九〇二二・三〇	エックス線管	ＣＴＳＨ
九〇二二・九〇	その他のもの（部分品及び附属品を含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九〇二三・〇〇	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇
九〇・二四	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）	
九〇二四・一〇	材料試験機（金属を試験するものに限る。）	ＣＴＳＨ
九〇二四・八〇	その他の機器	ＣＴＳＨ
九〇二四・九〇	部分品及び附属品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇